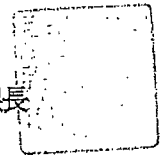


技 第 609 号
平成30年2月26日

(一社)島根県建設業協会 会長
(一社)島根県舗装協会 会長
島根県アスファルト合材協会 会長
島根県コンクリート製品協同組合 理事長

様

島根県土木部技術管理課長



島根県溶融スラグ使用基準 (案) の改定について (通知)

島根県の公共工事において、溶融スラグを利用する場合の基準として、平成23年10月より「島根県溶融スラグ使用基準 (案)」を設けているところですが、下記のとおり一部改定することとしましたので、御承知おきます。

記

1. 改定内容
別添 新旧対照表による。
2. 改定理由
溶融スラグに関する日本工業規格 (JIS A5031、JIS A5032) の改定内容を反映
3. 適用年月日
平成30年3月1日

担当者

土木部技術管理課 農林設計基準グループ 安部

TEL:(0852) 22-5942

FAX:(0852) 25-6329